

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3008号)

令和5年7月27日

横情審答申第3008号
令和5年7月27日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年7月12日健こ第630号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の
委嘱について（健こ第1760号）令和3年度 横浜市こころの健康相談センタ
ー嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第2388号）」の一部開示決定
に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第1760号）令和3年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第2388号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年度、令和3年度 ” 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第53条第1項の申請に係る審査及び精神保健福祉法第45条第1項の申請に係る審査に係る横浜市行政文書の一式” 精神保健福祉センター等が事務をする自立支援医療（精神通院医療）の審査、判定に関連した非常勤地方公務員特別職として任命委嘱或いは辞令した審査、判定員及びその他の構成員の氏名を含む」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年5月19日付で行った「令和2年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第1760号）令和3年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第2388号）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第4号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

個人メールアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者の印影は、公にすることにより、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

ア 自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）に係る等級判定業務については、健康福祉局障害福祉部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）のセンター長（以下「センター長」という。）が判断するが、その真正を担保するために精神保健指定医資格を有する外部の医師を委嘱し、意見を聴取している。そして、判定結果により、日常的に受けられるサービス及び受け取る手当等に違いが生じる。

嘱託医師の氏名、所属、役職、性別、生年月日及び医籍登録番号を開示すると、意に反する判定結果となった申請者が嘱託医師へ不当な圧力を加える可能性は否定できず、何かしらの圧力を懸念した嘱託医師が意見を述べることをちゅうちょすることで、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。実際、こころの健康センターには電話や窓口などで判定結果に対する苦情の申立てが頻繁にされている。

また、上記のような自身に対する圧力への懸念から、嘱託医師が委嘱を辞退するなどの状況が生じ得る。現状において、嘱託医師の確保に苦慮している状況であり、精神通院医療及び手帳の申請件数が年々増加している中で、嘱託医師の確保がますます困難になり、判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ なお、審査請求人が主張する医師等資格確認検索は、無資格者による医業及び歯科医師業を防止するために、氏名等から医師の資格状況を確認するためのものであり、嘱託医師の氏名等を開示する理由には当たらない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、非開示にした審査、判定員及びその他の構成員の氏名の開示を求める。
- (2) 雇用されている嘱託医師については、委嘱要綱にて（判定業務）と明示して就業

しており、診断書の書面を見ながらの判定であり、医療行為である診察や判断には当たらない。

- (3) 嘱託医師の非開示の理由は、氏名の公開による「支障」、「可能性」、「おそれ」に終始しているが、実際に発生した事実の説明が一切ない。氏名開示を行っている多数の地方公共団体における実影響があった例示がないと論拠、説得性はなく、この危惧だけで、開示された医師に対して法的保護の対象にならない。
- (4) 複数の嘱託医師での判定作業、意見は、合議で行っているから氏名を開示しても特定できるものではない。嘱託医師の立場は、法令にあるところの健康相談センターが行うべき業務を肩代わりしていることから、氏名の開示を拒める事由に当たらない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。

- (2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る事務について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条で規定する精神障害者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある者に対し、自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下「受給者証」という。）を交付し、医療費の一部を公費で支給することとしている。

横浜市では、支給認定の申請の受付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課の窓口及び健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センターで行い、こころの健康相談センターで支給認定の適否の判定を行っている。

こころの健康相談センターでは、横浜市こころの健康相談センター嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月22日健こ第476号（局長決裁））により、嘱託医師を委嘱している。

支給認定は、複数の嘱託医師の意見を踏まえてセンター長が適否を判断する。こころの健康相談センターは、支給認定を行った場合は原則として郵送で受給者証を交付している。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度のこころの健康相談センター嘱託医師の委嘱に関する起案文書であり、文書番号、作成課、件名等が記載された起案用紙、こころの健康相談センター嘱託医師名簿、横浜市長宛てに提出された嘱託医師の推薦についての回答及び推薦状、医師等資格確認検索の検索結果画面、委嘱状案及びその送付文案並びにその他添付文書からなる。

なお、審査請求人が開示するよう求めているのは、嘱託医師の氏名のみだと解されるため、当審査会では、その旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性のみを判断する。

(4) 旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該行政文書を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、嘱託医師の氏名について本号柱書に該当し非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 精神通院医療の支給認定については、嘱託医師の意見を踏まえて、最終的にはセンター長が行い、その認定が指定医療機関での医療費の自己負担割合に影響する。実施機関の説明によれば、不認定判定の理由を執ように問いただされる等、長時間にわたり苦情の対応に追われ、通常業務への著しい支障が現に生じているとのことである。このような状況の中、嘱託医師の氏名を公にすると、その苦情等が当該嘱託医師に対して寄せられることも想定されるし、そのことを懸念した嘱託医師が意見を述べることをちゅうちょすることも考えられる。

さらに、嘱託医師の確保に苦慮している現状を踏まえると、嘱託医師の氏名を公にすることは、嘱託医師の確保をますます困難とし、精神通院医療の支給認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。

以上のことから、本件審査請求文書に記載されている嘱託医師の氏名は本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当で

ある。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 7 月 12 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 8 月 19 日 (第272回第三部会)	・諮問の報告
令和 3 年 8 月 24 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 8 月 24 日 (第352回第一部会) 令和 3 年 8 月 25 日 (第403回第二部会)	・諮問の報告
令和 3 年 9 月 10 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 4 月 24 日 (第372回第一部会)	・審議
令和 5 年 5 月 25 日 (第373回第一部会)	・審議
令和 5 年 6 月 22 日 (第374回第一部会)	・審議